

五泉市農業委員会

令和5年 第6回 定例総会議事録

会議開催 令和5年6月30日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1番	大湊 弘明	2番	渡辺 清滋
3番	今井 聡	4番	亀山 公子
5番	大槻 彰吉	6番	高橋 喜美子
7番	川村 孝雄	8番	林 毅
9番	権平 孝男	10番	金子 信行
11番	小泉 和吉	12番	長谷川 亘
13番	渡邊 利雄	14番	羽賀 隆
15番	阿部 伸由	16番	樋口 勝俊
17番	酒井 美奈子	18番	加藤 健一
19番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局長	山口 広也	次長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係長	阿部 隆
主査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

議案第4号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について
8. 報告事項
報告第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表の修正について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和5年第6回定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和5年 第6回総会を開会いたします。
日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。(

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることでご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。
次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号12番 長谷川亘 委員、13番 渡邊利雄 委員にお願いします。
また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。
続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。
調査班の班長15番 阿部伸由 委員から報告してもらいます。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。議席番号15番、現地調査班 阿部です。
優良農地の保全と確保、無断転用の防止として6月の農地パトロールを実施しました。
本日9時30分から私ほか、金山 推進委員、星野 推進委員、齊藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。
五泉地区においては一本杉、論瀬、四ツ屋新、小山田、南本町、横町1丁目、尻上、橋田、村松地区においては山王前 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い
たします。
3ページをご覧ください。番号1番は、親子間の使用貸借の案件となります。
譲渡人の経営移譲年金の受給資格維持のため、田3筆、合計面積1,934㎡を無償で
貸借するものです。
4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を
満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。
番号1番は論瀬地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告し
ます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は総数4件で、売買が3件、賃貸借が1件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は、四ツ屋新地内の登記地目畑4筆、面積305㎡を資材置場用地とする永久転用案件で、売買となります。

14ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、四ツ屋新地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号2番は、四ツ屋新地内の登記地目畑1筆、面積307㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

20ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、四ツ屋新地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号3番は、村松字山王前地内の登記地目田1筆、面積672㎡を農家住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

26ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)-b-(c)」であります。申請地は、村松字山王前地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

8ページをご覧ください。番号4番は一本杉地内の田2筆、合計面積1,118㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

32ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められて

おりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (阿部伸由 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は四ツ屋新地内の休耕畑、番号2番は四ツ屋新地内の休耕畑、番号3番は村松字山王前地内の休耕畑、番号4番は一本杉地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。今ほど説明された番号3番は畑とおっしゃいましたが、田ではありませんか。

調査班長 (阿部伸由 委員)

現状は畑ということです。

議長 分かりました。ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、

「あっせん審査委員会案件」の、開会前に取り下げの報告がありました、議案番号3番と4番を除く案件についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

35 ページをご覧ください。今月は、取り下げのあった案件を除き、7 件の申し出がありました。

番号 3 番と 4 番を除く、番号 1 番から 9 番の内容については、令和 5 年 6 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 7 番は、売買の案件です。

番号 1 番は、面積 1,021 m²。番号 2 番は、合計面積 2,000 m²。番号 5 番は、合計面積 7,766 m²。番号 6 番は、合計面積 5,736 m²。番号 7 番は、合計面積 5,105 m²。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号 8 番、9 番は、交換の案件です。

番号 8 番は、合計面積 990 m²。番号 9 番は、面積 991 m²。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号 3 番と 4 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号 3 番と 4 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

40 ページの議案番号 2 番と 3 番は、関係 委員が関係します。議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

40 ページをご覧ください。番号 2 番と 3 番は新規の利用権設定の案件です。

番号 2 番は面積 3,245 m²。番号 3 番は合計面積 3,257 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

加藤 健一 会長代理 はい。

議長 はい、加藤 代理。

加藤 健一 会長代理

ちょっと聞きたいんですが、契約期間が 1 年間ということには理由があるんでしょうか。

議長 事務局。

松村主査 はい、議長。お答えします。譲受人は、譲渡人の他の農地でも契約をしており、今回の契約にあたりましてその農地の契約期間に合わせたものであります。以上であります。

加藤 健一 会長代理

来年また契約するということですか。

松村主査 はい、その通りでございます。

加藤 健一 会長代理

はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番、を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 16 件、その内、賃貸借の新規は 6 件、再設定は 8 件、使用貸借の新規は 2 件の申し出がございました。

40 ページからをご覧ください。議案番号 2 番と 3 番を除く、番号 1 番から 6 番は新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 2,534 ㎡。番号 4 番は、合計面積 4,134 ㎡。番号 5 番は、合計面積 14,509 ㎡。番号 6 番は、合計面積 10,198 ㎡。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、45 ページをご覧ください。番号 7 番から 14 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、52 ページをご覧ください。番号 15 番から 16 番につきましては、新規の利用権設定の案件です。これらを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

大槻 彰吉 委員 はい。

議 長 はい、大槻 委員。

大槻 彰吉 委員

議席番号 5 番の大槻です。ちょっとご質問したいんですが、新規の案件について、開始が令和 5 年 7 月 10 日になっています。これは、田んぼをこれから作るという解釈なんですか。内容的にはどういうお考えなんですか。

議 長 事務局。

松村主査 はい議長、お答えいたします。

今回の案件につきましては、確認しましたところ、これまで作業委託で田植え等を行っていたものと聞いております。

議 長 大槻 委員、いかがでしょうか。

大槻 彰吉 委員

すでに作業委託をされたという解釈ですか。注釈が必要ですね、これね。はい、分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番、を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 2 番と 3 番、を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

はじめに「農地法の適用を受けない事実確認願」いわゆる「非農地証明」について

ご説明いたします。

登記簿上の地目が農地であって、その現況が農地ではなくなっている場合がたまにある訳ではありますが、一定の要件を満たしていれば、本人から申請があったときに、農業委員会総会での決定後、「非農地証明」というものを交付するというものです。

今回の「農地法の適用を受けない事実確認願」の申請は総数3件であります。

57ページをご覧ください。番号1番から番号3番は、全て隣接する農地の案件です。

番号1番は、小山田地内の農地2筆であります。昭和60年代から耕作がなされておらず、現在は植林により山林化しているものです。

現地は完全に山林化しており、将来の農地としての利用も見込めないため、「農地法の適用を受けない土地」、いわゆる非農地として確認することはやむを得ないと判断いたしました。

番号2番も小山田地内の農地1筆、番号3番も隣接する小山田地内の農地それぞれ1筆ですが、同様に山林化しており、将来の農地としての利用も見込めないため、農地法の適用を受けない非農地として確認することはやむを得ないと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 　（阿部伸由 委員）

　　はい議長。説明いたします。

　　番号1番は小山田地内の山林、番号2番も小山田地内の山林、番号3番も小山田地内の山林でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
　　ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

今井 聡 委員 　　はい。

議 長 　　はい、今井 委員。

今井 聡 委員

　　議席番号3番、今井です。

　　質問ですが、この「非農地証明」というのは、一般の人はたぶん存じ得ないものですが、これは何か事業するために、どなたかの話があってこうなったのでしょうか。

議 長 　　事務局。

阿部係長 　　はい、議長。確かに私もこの非農地証明というものを受け付けするのは初めてで、おそらく処理するのも十数年ぶりと聞いております。

　　こちらを処理しますと、議決後に「非農地証明書」という形で会長の職印を押した

証明書が交付されます。ご本人はこれを持って地目の変更登記をしたりするというのが一般的な流れになります。

余談でありますけども、朝の農地パトロールで皆さんに見ていただいている中で「登記官照会」という手続きがあります。地目の変更登記の申請が先にあって、法務局からこういう申請があったけれどもどうなのか、ということで農業委員会に照会があります。それに対して現地を確認して、非農地ですよ、という回答を法務局に直接するんですけども、その手続きは実はこの非農地証明の手続きを省略化、簡略化したものになります。

その場合、結局見ることは同じなんですけども、登記官照会が手続きが省略されている分、ご本人の手元には何も残らないわけですね。申請して地目が変わるだけですから。

今回の場合ですと、ご本人が紙の形での証明の交付を希望されているということで、今回久しぶりに受け付けをしたというものであります。以上であります。

議 長 今井 委員、いかがですか。

今井 聡 委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第4号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、本日、追加議案がございます。

「議第5号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

本日、配布いたしました議第5号をご覧ください。

「議第5号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」ご説明いたします。

この度、「岩野 推進委員から辞任」願いが提出されております。

(本文朗読)

病気療養を理由に、辞任したいと願ひ出られたものであります。

農業委員会に関する法律では、第 23 条に推進委員の辞任の事項がありまして、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とありますので、「病気療養のため」は正当な事由にあてはまり、止むを得ないものと考えられます。

また、推進委員になるにあたり、地元の下大蒲原町内会長から推薦を受けておりますが、この度の辞任に際し、町内会長からも同意を得ているようであります。

以上となります。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

小泉 和吉 委員 はい、議長。

議 長 はい、小泉 委員。

小泉 和吉 委員

11 番、小泉です。任期がまだ残っているわけですが、復帰される予定はありますか。

次 長 ご本人からは復帰されるご意思はないと伺っております。

小泉 和吉 委員

欠員のままでも良いんですか、規約上は。

議 長 はい、これまでも実例がありまして、不足の人員を追加することはなく、その人数「以内」で会を運営するとありますので、このままで続けたいと考えております。

小泉 和吉 委員 はい、分かりました。

議 長 なお、不足の分は地域の周りの方がサポートしていただくようお願いしたいところ
であります。よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 5 号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 5 号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任に係る同意について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について」事務局より説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

次 長 はい、それでは私の方から「報告第 1 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について」をご説明いたします。

こちらの議案については、すでに 4 月総会にて議決をいただいている案件になりますが、6 月 21 日の新潟県農業会議の業務推進会議において、書類の作成基準日の誤りを指摘され修正するよう指示がありました。

修正した箇所について報告いたします。

79 ページをご覧ください。「I、農業委員会の状況、カッコ書きの基準日（令和 5 年 4 月 1 日現在）としておりましたが、（令和 4 年 4 月 1 日現在）」に修正しました。

この修正に伴いまして、79 ページと 81 ページの太枠で囲った箇所について、数値の修正を行いました。

説明は以上になります。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 6 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 40 分 閉会)